

## 蒲郡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給に資するため、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）に基づき、本市のまちづくりに寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対し、蒲郡市優良建築物等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、国の要綱において使用する用語の例による。

### (交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、国の要綱附属第Ⅱ編第1章イー16－（2）に規定する次に掲げるものとする。

- (1) 優良再開発型優良建築物等整備事業の共同化タイプ（以下「優良再開発型共同化タイプ」という。）
- (2) 都市再構築型優良建築物等整備事業の人口密度維持タイプ（以下「都市再構築型人口密度維持タイプ」という。）

2 前項の規定にかかわらず、国の要綱が規定する交付条件に適合しない事業は、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、優良再開発型共同化タイプ（当該事業を実施しようとする者で所有権等を有するものの半数以上が、3親等以内の親族である場合、個人とその同族会社である場合又は法人とその関連企業である場合を除く。）又は都市再構築型人口密度維持タイプを実施しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第1号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる者
- (2) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められる者
- (3) 暴力団員等が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等又は使用人に、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者がいると認められる者
- (5) 役員等又は使用人に、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等と密接な関係を有する者がいると認められる者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立てがなされている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 国税、愛知県税及び蒲郡市税の滞納がある者
- (9) その他市長が不相当と認める者  
（建築物及びその敷地の基準）

第5条 補助事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 優良再開発型共同化タイプに係る敷地は、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね1,000平方メートル以上であること。
- (2) 国の要綱附属第Ⅱ編第1章イー16-(2)4.の四から九までに定める要件を満たすこと。

（補助対象区域）

第6条 補助金の交付の対象とする区域は、蒲郡市立地適正化計画（令和元年7月公表）で定める都市機能誘導区域であって、蒲郡駅から半径1キロメートルの範囲内及びその他の各鉄道駅から半径800メートルの範囲内とする。

（補助金の額）

第7条 優良再開発型共同化タイプに係る補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の3分の2以内の額とする。

(1) 調査設計計画

- ア 基本構想作成費
- イ 事業計画作成費
- ウ 地盤調査費
- エ 建築設計費

(2) 土地整備

- ア 建築物除去等費
- イ 補償費等

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

2 都市再構築型人口密度維持タイプに係る補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の3分の2以内の額とする。

(1) 調査設計計画

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費

(2) 土地整備

- ア 建築物除去等費
- イ 補償費等

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

(4) 用地取得

(5) 専有部整備

3 前2項に掲げる各費用の範囲、限度額その他の算定方法については、国の要綱附属第Ⅲ編第1章イー16-(2)に規定する算定方法による。

4 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業計画等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ優良建築物等整備事業計画協議書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申し出なければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 承諾書(第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により補助事業に係る事業計画を承認するに当たって、必要な指導、助言等を行うことができる。

3 市長は、事業計画が補助事業に適合すると認めたときは、当該事業計画を承認し、速やかに優良建築物等整備事業計画承認通知書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、事業計画が補助事業に適合しないと認めたときは、当該事業計画を承認しないこととし、速やかに優良建築物等整備事業計画不承認通知書(第5号様式)によりその旨及び承認しないこととした理由を付して補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、年度ごとに、当該年度に係る事業について、優良建築物等整備事業補助金交付申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 交付申請額の算出方法等の分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補

助金の交付又は不交付の決定をしなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（第7号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは優良建築物等整備事業補助金不交付決定通知書（第8号様式）により、速やかに前条の規定による申請をした補助対象者に通知しなければならない。

（補助金の経理）

第11条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象となる事業の完了後10年間保存しなければならない。

- 2 補助決定者が、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省発第74号）に定められている備品を購入したときは、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

（事業内容の変更）

第12条 補助決定者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の内容（当該年度の補助対象事業に要する経費の配分を含む。）を変更しようとするときは、優良建築物等整備事業内容変更承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、優良建築物等整備事業内容変更承認通知書（第10号様式）により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第13条 補助決定者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに優良建築物等整備事業中止・廃止承認申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請を承認し、優良建築物等整備事業中止・廃止承認通知書（第12号様式）を交付するものとする。

（事業の完了期日の変更）

第14条 補助決定者は、補助事業が交付決定通知書に記載された完了予定期日までに完了しないときは、速やかに優良建築物等整備事業完了期日変更承認申請書

(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、当該申請を承認し、優良建築物等整備事業完了期日変更承認通知書(第14号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(工事着手等の届出)

第15条 補助決定者は、次に掲げる工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、着手(完了)届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 除却工事

(2) 建築工事

(進行状況の調査及び報告)

第16条 市長は、必要に応じて、補助事業に係る工事等の進行状況を調査し、又は優良建築物等整備事業進行状況報告書(第16号様式)により、補助決定者からその進行状況の報告を求めることができる。

第17条 市長は、補助金の交付手続上必要があると認めるときは、補助決定者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は市長が指定する職員に当該施行地区若しくは建築物その他の物件及び設計図書等の書類を検査させ、若しくは指示をさせることができる。

(実績報告)

第18条 補助決定者は、当該年度に係る補助事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して14日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに優良建築物等整備事業完了実績報告書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第19条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、優良建築物等整備事業補助金確定通知書(第18号様式)により当該報告をした者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求及び交付)

第20条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、優良建築物等整備事業補助金交付請求書(第19号様式)により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書（第20号様式）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第22条 市長は、前条第2項の規定により通知をする場合において、当該補助決定者に対し、交付決定の取消しに係る部分の補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

（代表者）

第23条 補助対象者が一の建築物について複数である場合においては、代表者1人を定め、その者にこの要綱に関する法律上及び事実上の一切の行為を委任し、その者を通じて、申請、決定の受領、届出、請求、補助金の受領その他の行為をすることができる。

（雑則）

第24条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。